⒀　本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象額」という。）について、漁港漁場関係工事積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年３月２日付23水港第2651号）に基づく補正係数を乗じて計上しているが、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、漁港漁場関係工事積算基準に基づき算出した費用に「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用について」（平成24年３月２日付23水港第2651号）に基づく補正係数を乗じた金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象額の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営　繕　費：労働者の輸送に要する費用、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　農林水産本省における平成23・24年度一般競争参加資格の「土木一式工事」に係るＡ等級の認定を受けていること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房経理課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑷　農林水産本省における「土木一式工事」に係る経営事項審査に基づく総合評定値通知書の総合評点が、1,500点以上であること（２⑶の再確認を受けた者にあっては、当該再審査の総合評点が1,500点以上であること。）

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑹　平成９年４月１日以降に元請として、完成・引渡が完了した次の同種又は類似工事の施工実績を有すること（ただし、共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種又は類似工事の施工実績を有すること。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、同種又は類似工事の施工実績が水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等関係）であるときは、当該工事の成績評定点が65点以上の場合に限り実績として認める。

①　同種工事は、次の工事の施工実績を有していること。

漁港又は港湾における係船岸（重力式（水中コンクリートに限る。））工事

②　類似工事は、次のア、イとし、ア又はイのどちらかの施工実績を有していること。

ア　漁港又は港湾における係船岸（重力式（水中コンクリートを除く。））工事

イ　漁港又は港湾における重力式護岸又は重力式防波堤（ただし、海上工事に限る。）工事

⑺　水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等関係）のうち、平成20年４月１日以降に元請として、完成・引渡が完了した工事の施工実績を有する場合においては、当該工事の成績評定点の平均が65点以上であること。当該実績がない場合にはこの限りではない。（ただし、共同企業体にあっては、全構成員の平均で65点以上であること。）

⑻　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、建設業法施行令第27条第２項の工事に該当する旨が特記仕様書に記載されている場合は専任を要しないことがある。

１）主任技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

３）平成９年４月１日以降に元請として完成・引渡が完了した、次の同種又は類似工事の施工経験を有する者であること（ただし、共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１名が同種又は類似工事の施工経験を有すること。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、同種又は類似工事の施工経験が水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等関係）であるときは、当該工事の成績評定点が65点以上の場合に限り実績として認める。

①　同種工事は、次の工事の施工実績を有していること。漁港又は港湾における係船岸（重力式（水中コンクリートに限る。））工事

②　類似工事は、次のア、イとし、ア又はイのどちらかの施工実績を有していること。

ア　漁港又は港湾における係船岸（重力式（水中コンクリートを除く。））工事

イ　漁港又は港湾における重力式護岸又は重力式防波堤（ただし、海上工事に限る。）工事

４）水産庁発注の工事（特定漁港漁場整備事業等関係）のうち、平成20年４月１日以降に元請として、完成・引渡が完了した工事の施工経験を有する者においては、当該工事の成績評定点の平均が65点以上であること。当該経験がない者はこの限りではない。

⑼　品質管理に対する技術的所見、施工上の課題に対する技術的所見、施工上配慮すべき事項に対する技術的所見が適正であること。

⑽　競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、水産庁長官から「水産庁建設工事請負契約指名停止等措置要領」（平成19年９月14日付け19水漁第2012号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑾　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

入札参加者は、価格、本工事においての施工体制、簡素な施工計画、企業の施工能力及び配置予定技術者の能力をもって入札を行い、３⑴の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、３⑶による。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の基準（以下「調査基準価格」という。）に該当する場合は、予決令第86条第１項の調査を行うものとする。

⑴　評価対象要件

１）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

２）評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

⑵　評価項目と評価基準

１）標準点　競争参加資格を満たす者には、「標準点」100点を与える。

２）施工体制評価点及び加算点　評価項目は次の①～④とし、その詳細及び評価基準は入札説明書による。なお、「施工体制評価点」の最高点は30点、「加算点」の最高点は30点とする。

①　施工体制

②　簡素な施工計画

ア　品質管理（水中コンクリートの品質管理方法）に対する技術的所見

イ　施工上の課題（施工時における既存構造物への対策）に対する技術的所見

ウ　施工上配慮すべき事項（水中作業時における安全対策）に対する技術的所見

③　企業の施工能力

④　配置予定技術者の能力

⑶　３⑴において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引き落札者を決定する。